

西はりま消防組合消防長訓令第10号

情報指令室

西はりま消防組合Net119緊急通報システム利用に関する要綱を次のように定める。

令和元年9月10日

西はりま消防組合消防長 合 田 昌 司

西はりま消防組合Net119緊急通報システム利用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西はりま消防組合Net119緊急通報システム（以下「Net119」という。）の利用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、Net119とは聴覚機能、言語機能等に障害を有する者が、自らが保有するインターネット端末（インターネット機能を利用することができる携帯電話、スマートフォン等の通信機器をいう。以下同じ。）を利用して、消防機関へ緊急通報を行うシステムをいう。

(対象者)

第3条 Net119を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 聴覚、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害等により、音声で会話することが困難である者で、相生市、たつの市、宍粟市、太子町、佐用町及び上郡町の一部（上郡町光都1丁目、2丁目及び3丁目）に在住、在勤又は在学の者
- (2) その他消防長が特に必要があると認める者

(登録の申請)

第4条 Net119を利用しようとする者は、西はりま消防組合Net119緊急通報システム利用（登録・変更・廃止）申請書兼承諾書（以下「利用申請書」という。）を消防長に提出しなければならない。

(登録審査等)

第5条 消防長は、前条に規定する申請があったときは、その内容について審査し、適当と認めるときは、当該利用者情報を登録するものとする。

2 消防長は、登録の旨を申請者のメールアドレスに送信し通知するものとする。  
(変更等の申請)

第6条 前条第2項の規定による通知を受けた者(以下「登録者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用申請書に必要事項を記載し、消防長に提出しなければならない。

- (1) 提出した利用申請書の記載事項に変更が生じたとき。
- (2) 利用するインターネット端末を交換したとき。
- (3) 利用登録を廃止するとき。

(登録の取消し)

第7条 消防長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録者の登録を取り消すことができる。

- (1) 前条第3号の規定による利用登録の廃止の申請があったとき。
- (2) 虚偽、その他不正な手段による申請であることが判明したとき。
- (3) 転居、死亡その他の事由により、第3条に規定する利用対象者でなくなったとき。

(利用料)

第8条 Net119の利用料は無料とする。ただし、Net119の登録及び緊急通報に伴う通信費用は、登録者の負担とする。

(個人情報の取扱い)

第9条 個人情報については、西はりま消防組合個人情報保護条例(平成25年条例第9号)その他の関係法令を遵守し、利用者に関する情報の適正な管理及び保護に努め、目的外の利用は行わないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は消防長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 Net119の利用に係る登録の申請その他必要な行為は、この訓令の施行日前においても行うことができる。

別記様式（第4条・第6条関係）

登録番号	
------	--

にし しょうぼうくみあい きんきゅうつうほう りよう とうろく へんこう はいし  
西はりま消防組合Net119緊急通報システム利用（登録・変更・廃止）

しんせいしよけんしやうだくしよ  
申請書兼承諾書

にし しょうぼうくみあい しょうぼうちやう  
西はりま消防組合 消防長 様

しんせいしや  
申請者

じゆうしよ  
住所

しめい  
氏名

れんらくさきでんわばんごう  
連絡先電話番号

りようしや かんけい  
利用者との関係

申請種別の該当項目の□部分に✓チェックを入れてください

しんせいしよべつ 申請種別	<input type="checkbox"/> りようとうろく もうしこ 利用登録の申込み	<input type="checkbox"/> きさいじこう へんこう 記載事項の変更	<input type="checkbox"/> りようとうろく はいし 利用登録の廃止
------------------	---	---	---

わたし にし しょうぼうくみあい きんきゅうつうほう りようきやく しょうだく りよう  
私は、「西はりま消防組合Net119緊急通報システム利用規約」を承諾し、利用

しんせい  
申請します。

きんきゅうじ にし しょうぼうくみあい ひつよう はんだん ばあい りようしんせいしよ  
なお、緊急時に西はりま消防組合が必要と判断した場合には、利用申請書

きさいじこう ぎやうせいきかん いりようきかん けいさつなど しょうぼうきゅうきゅうかつどう ひつよう みと  
の記載事項について行政機関や医療機関、警察等の消防救急活動に必要と認め

はんい じやうほうていきやう しょうだく  
られる範囲に情報提供することについて承諾します。

にし しょうぼうくみあいがい しょうぼうきかん つうほう うけつ ばあい どうよう じやうほう  
また、西はりま消防組合以外の消防機関が通報を受付けた場合も同様に情報

ていきやう しょうだく  
提供を承諾します。

りようしやしよめい  
利用者署名

印

1 <sup>りようとうろくじょうほう</sup> <sup>かなら</sup> <sup>きにゆう</sup> 利用登録情報 (必ず記入してください)

ふりがな		性別	男 ・ 女
氏名		生年月日	西暦 年 月 日生
住所	〒		
電話番号		FAX番号	
携帯電話番号			
メールアドレス	フリガナ	アットマーク	
		@	
障害の内容			
端末種別	スマートフォン・タブレット・ガラホ・ガラケー・その他		
変更内容	変更前	変更後	

※電話番号の記載は、任意です (メールや FAX で連絡がつかない場合に使用)。

2 <sup>よく</sup> <sup>い</sup> <sup>ばしょ</sup> <sup>きにゆう</sup> 良く行く場所 (できるだけ記入してください)

	場所の名称	住所
場所 1		〒
場所 2		〒

3 <sup>きんきゅうれんらくさき</sup> <sup>きにゆう</sup> 緊急連絡先 (できるだけ記入してください)

(1)	ふりがな		利用者との関係
	氏名		
	電話番号又は携帯電話番号		
	F A X 番号		
	メールアドレス	フリガナ	アットマーク
		@	

(2)	ふりがな		利用者との関係
	氏名		
	電話番号又は携帯電話番号		
	FAX番号		
メールアドレス	フリガナ	アットマーク	
			@
(3)	ふりがな		利用者との関係
	氏名		
	電話番号又は携帯電話番号		
	FAX番号		
メールアドレス	フリガナ	アットマーク	
			@

4 既往歴きおうれき（できるだけ記入きにゅうしてください）

既往症（これまでにかった病気）
-----------------

5 掛かり付け医療機関か つけ いりょうきかん（できるだけ記入きにゅうしてください）

医療機関名	住所	担当医師	病院電話番号

6 その他の利用者情報た りようしやじょうほう（できるだけ記入きにゅうしてください）

自宅に健聴者（聞こえる人）が	いる ・ いない
手話が	できる ・ できない
筆談が	できる ・ できない

※該当のものに○をつけてください。